

第6回桑名市五反田事案効果検証委員会 議事概要

日 時：令和3年9月14日（火）
10時00分～12時00分
開催形式：オンライン会議

1. 1,4-ジオキサン浄化対策の進捗状況

<事務局説明概要>

令和3年4月から揚水を全て停止した状態で濃度推移を確認した。

遮水壁外第1帯水層

- ・平成23年度以降、環境基準に適合した状態で推移している。

遮水壁外第2帯水層

- ・揚水停止前と比較して基準超過面積が拡大した。289 m² (R3.3) →391 m² (R3.5)
- ・主に遮水壁北側近傍に汚染の残留が見られる。

遮水壁外第3帯水層

- ・揚水停止前と比較して基準超過面積が拡大した。925 m² (R3.3) →1,090 m² (R3.5)
- ・主に遮水壁北側近傍に汚染の残留が見られる。

エリア別の評価（令和3年5月時点）

・エリア①

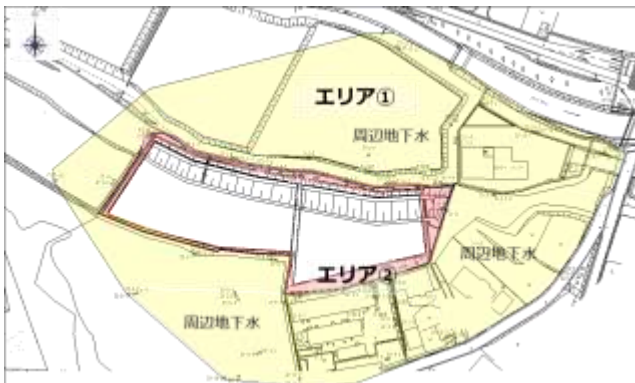
全ての帯水層で、年平均値が環境基準（0.05mg/L）に適合している。

【支障除去の判断指標※を満たした状態で推移している】

・エリア②

第2及び第3帯水層で、年平均値が環境基準（0.05mg/L）を超過している。

※エリア①の濃度平均値（年平均値）が環境基準に適合した状態であること



1,4-ジオキサン濃度：mg/L

	エリア①	エリア②
第1帯水層	<0.005	<0.005
第2帯水層	0.016	0.18
第3帯水層	0.019	0.072

R3.5の測定結果

2. 遮水壁北側近傍における1,4-ジオキサン浄化促進について

<事務局説明概要>

- ・汚染の残留が見られる遮水壁北側近傍に浄化促進のための井戸を設置し、揚水浄化を実施する。(第2帯水層：3本、第3帯水層：3本)
- ・帯水層間の連通を防ぐため、不透水層に該当する部分は不透水性の材料を使用する。

<主な意見>

- ・井戸設置の際に帯水層を連通させてしまわないよう、慎重に施工されたい。
- ・不透水層を復元する際は、最適な材料、配合を選定されたい。また、使用材料によるpHの上昇の影響を確認されたい。

3. 水処理施設の撤去について

<事務局説明概要>

- ・令和3年5月時点で支障除去の判断指標(エリア①の濃度平均値が環境基準に適合)を満たした状態で推移していることから、令和3年度3月から水処理施設(旧施設：60 m³/日)の撤去に着手する予定。
- ・水処理施設(新施設：19 m³/日)は、第7回委員会(令和4年2月開催予定)において遮水壁北側近傍の浄化促進の進捗状況をふまえて審議したのち、撤去に着手(令和4年6月)する予定。
- ・水処理施設(新施設)撤去後は、廃棄物撤去エリアを廃棄物残置エリアの高さまで復元(盛土)する。

<主な意見>

- ・廃棄物撤去エリアの盛土にあたっては、遮水壁の構造上問題ないことを確認したうえで施工されたい。
- ・浄化促進を行う遮水壁北側近傍以外でも環境基準を超過する井戸がみられるため、濃度の低減を図られたい。
- ・浄化促進のため新設する井戸について、影響半径の確認(応答性試験)の実施を検討されたい。

【水処理施設(旧施設)の撤去について、委員了承。】

4. 支障除去等事業完了後のモニタリングについて

<事務局説明概要>

- ・支障除去等事業完了後(令和5年度以降)は「リスク管理モニタリング」を実施することとし、計画案は第7回委員会(令和4年2月)で提示する。
- ・主なモニタリングの考え方は次のとおり。

(1) エリア①、エリア②（遮水壁外）のモニタリング

各エリアの平均値が環境基準に適合した時点で、エリア内の年平均値が環境基準に適合している井戸のモニタリングを終了する。不適合の井戸は年平均値が環境基準に適合するまでモニタリングを継続する。

(2) 地下水下流側への影響確認の実施

第2帯水層・・・嘉例川と事案地の遮水壁との中間地点にモニタリング地点を設定する。※第2帯水層の地下水は嘉例川方向へ流下している異常が見られた場合は嘉例川近傍及び事案地近傍の井戸で調査を実施する。

第3帯水層・・・事案地南東にモニタリング地点を設定する。

※第3帯水層の地下水は南東方向へ流下している。異常が見られた場合はモニタリング地点より南側及び事案地近傍の井戸で調査を実施する。

<主な意見>

- ・事業完了時点でVOC等のモニタリングも実施されたい。

5. 今後のスケジュール

<事務局説明概要>

- ・令和4年2月に第7回委員会を開催し、水処理施設（新施設）の撤去について審議するとともに、「リスク管理モニタリング」の具体案を提示する。
- ・令和4年10月に第8回委員会を開催し、モニタリング結果をふまえた事業完了の見込みを提示する。

<主な意見>

- ・第7回委員会において水処理施設（新施設）の撤去の審議にあたり浄化促進井戸の測定データが少ない可能性があるため、令和4年4月もしくは5月に最終的な判断を行うことも検討されたい。

【まとめ】

- ・令和3年5月時点におけるモニタリング結果は、支障除去の判断指標（エリア①の年平均値が環境基準に適合）を満たした状態で推移しており、令和3年度末に水処理施設（旧施設）の撤去に着手することについて了承された。
- ・環境基準を超過している個別の井戸について、揚水浄化を最大限実施していく。
- ・浄化促進のため新たに設置する井戸の施工にあたっては、周辺環境への影響がないよう、慎重に実施すること。